

キルギス共和国 ～法制度整備支援のためのニーズ調査～

国際協力部教官

高 橋 一 章

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）では、現在、キルギス共和国（以下「キルギス」という。）との間での法制度整備支援に向けて準備を進めている。

キルギスは、アフガニスタン・中国・ロシアが近隣に位置しており、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持強化する観点から、地政学上我が国にとって重要な国の1つであるとされている。この点、キルギスとは、令和5年11月に日キルギス首脳共同宣言により両国関係が包括的パートナーシップに格上げされ、法務当局間の協力覚書も締結された。

このような流れを捉えて、ICDとしても、キルギスとの間で何らかの法制度整備支援を実施できないか検討することとなった。

第2 勉強会の実施等

- 1 ところで、ICDは、これまでに中央アジア複数国での共同研究を実施した実績はあるものの、キルギスと2国間という形で司法分野での協力を実施した実績を有していない。そこで、キルギスとの司法分野での協力を検討する前提として、キルギスに関する勉強会を実施することとした。

勉強会には外務省欧州局中央アジア・コーカサス室に所属されている外務省職員の方を講師としてお招きし、キルギスの法制等の概要について説明していただいた。

2 勉強会の概要

キルギスは、人口約670万人（2023年）、国土面積は約19万8500平方キロメートル（日本の約半分）となっている。国語はキルギス語であるが、公用語はロシア語である。実質GDPは110.5億ドル（2022年）、一人当たりのGDPは1626ドル（2022年）となっている。

キルギス内での英語利用は決して多くなく、政府高官等一部の者のみ英語でのコミュニケーションが可能である。宗教はイスラム教スンニ派ではあるが、厳格ではなく、基本的には豚肉を食さないという程度の緩やかなものである。

中央アジア5か国（カザフスタン・ウズベキスタン・タジキスタン・アフガニスタン・キルギス）の中では経済的に貧しい部類に属しているが、これは、国内に主たる産業が育っていないことが要因であるとされる。なお、多くはロシアへ出稼ぎにいき、そこで得た収入をキルギスに送金するという方法で生計を立てている。他方、他

の外国でも見られる現象ではあるが、キルギスにおいても中国の影響が大きくなっており、中国からの債務が対外債務比で4割を超えるなど中国依存も認められる。対日感情は、我が国がキルギス独立以来ODAによる支援を継続しているなどの事情から良好である。併せて、日本への国費留学生がキルギスの要職に就くといった流れもあり、そういった意味においても日本との関係は良好であるといえる。

政治情勢としては、1991年に独立した際アカーエフ大統領が就任し、その後の2005年に政変によりバキーエフ大統領が就任した。2010年にはバキーエフ大統領からオトゥンバエヴァ大統領となった。その後2011年にアタムバエフ大統領、2017年にジェエンベコフ大統領、2021年にジャパロフ大統領と変遷している。この間、大きく3回の政変があった。最初にあった政変は、2005年、初代大統領が自身の権限強化に動いている状況にキルギス南部代表が異議を唱えたというもので、選挙の結果南部代表が勝利し、2代目の大統領に就任した。2つ目の政変は2010年にあったもので、これは、当時、議会制民主主義を導入すべきと主張する反政府集団が組織され、これを受けて2代目大統領が辞任し、同反政府集団の代表が暫定で大統領となり、選挙を経てそのまま大統領に就任したというものである。最後の3つ目の政変は、2020年に行われたもので、同年10月の議会選挙で、政権寄りの3党が約9割の議席を獲得したものの、これに野党勢力が選挙結果を不服として大規模な抗議運動を実施したというものである。これを受けて、当時の大統領は辞任し、議会指名により現大統領のジャパロフが選出された。以上のとおり、表現としては「政変」となっているものの、いわゆる武力行使の衝突などといった過激なものではなく、抗議活動の高まりからときの大統領が辞任することで事態が収束するというものになっている。なお、キルギスでは、政治的には北部と南部で思想が異なる傾向にあるようで、上記のような抗議活動も、主に北側の集団と南側の集団に分かれることが多い。

外交政策としては、キルギスはロシアへの出稼ぎが多いといったことや、伝統的・歴史的な流れからも、ロシアとの関係が緊密である。他方で、ウクライナ侵攻などに関しては、必ずしもロシアを支持しているわけではないため、その対応に苦慮しているほか、経済面では中国に依存していることから、対中国との外交関係にも意を用いている。ただし、キルギスは継続的に我が国やEUからも支援を受けているため、中露に極端に傾倒した外交政策にはなっていない。

中央アジア諸国間という点でみると、タジキスタンとの間ではもともと国境問題を抱えており、2022年には大きな衝突に発展するなどの事態もあった。現在は協議が継続的に実施されている状況にある。また、同様の国境問題はウズベキスタンとの間にも存在していたが、これは、2023年1月に国境を画定して一応の解決をみている。

我が国との外交樹立は1992年1月となっており、在キルギス大使館は2003年1月に設置されている。また、在京キルギス大使館は翌2004年4月に開設され

ている。

キルギス国内の統治機構に関しては、基本的に行政府・立法府・司法府があり三権分立型となっている。行政府の中であって司法大臣の権力は決して強くはない。また、現大統領のジャパロフ大統領は、2021年4月に憲法改正の国民投票を経て、同年5月に新憲法を施行したが、この中で、不信任決議ができなくなるように立法府の議席を減らすとともに、立法制定の最終権限を行政に委譲しているほか、司法府に対して、最高裁判所とは別に憲法裁判所を置き、行政府の憲法解釈が正当であることを容易にするような体制を整えるなど、行政府の権力を強化している。



第3 出張概要等について

1 出張日程等

キルギスの出張は、本職及び統括専門官である梶谷昌昭の2名で実施した。具体的日程は以下のとおりである。

7	10:35	成田発 TK051			17:45	イスタンブール着		
／ 日								
14								
7	00:40	イスタンブール発 TK344			15:00-16:00	在キルギス日本大使館訪問		
／ 月	08:50	ビシュケク着						
15								
7	10:00-11:00	司法省での協議			14:00-15:30	法制定・法の支配研究所での協議	夕刻～	
／ 火					16:00-17:00	UNODCでの協議	公邸会食	
16								
7	09:30-10:00	留置施設視察		昼食	15:00-16:00	最高裁判所での協議		
／ 水	10:30-11:00	地方裁判所視察		キルギス大使館員との協議				
	11:10-12:00	懲罰執行局監視センター視察						
17								
7	10:00-11:20	保護観察所での協議			13:40-14:40	弁護士会との協議		
／ 木					15:00-16:30	最高検察庁での協議		
18								
7	05:55	ビシュケク発 TK349			15:50	イスタンブール発		
／ 金	09:00	イスタンブール着						
19								
7	08:55	成田着						
／ 土								
20								

2 出張結果等

本出張では、最終的に以下の関係機関と協議を実施することができた。

- (1) 在キルギス日本大使館
- (2) キルギス司法大臣及び司法省各部局局長
- (3) 司法省法制定及び法の支配研究所

* 政府から直接権限を与えられる形で2021年に正式に創設された部局。法制定及び法の支配に関する業務を省庁横断的にみることのできる組織で、立法改革や既存の法制の分析及び改善を勧告できる権限を持つ。

- (4) UNODCキルギス事務所
- (5) 司法省保護観察所
- (6) 最高裁判所

(7) 最高検察庁

(8) 首都を管轄する州弁護士会

上記各機関との協議の結果、複数の機関から関心事項としてあげられたのは主として以下のとおりであった。

- 裁判手続のIT化
- 行政手続の簡素化及びオンライン化
- 仲裁や調停など非裁判紛争解決手続
- 裁判官及び検察官の人材育成
- マネーロンダリングに関する捜査について

これらのうち、IT化やオンライン化に関する部分は必ずしも日本が先鋭的な取組をしているということではないものの、キルギスとしては、IT化やオンライン化を進めるにあたって日本がどのような点に着目して検討しているのかといった点や、IT化・オンライン化による懸念点等をどのように整理しているのかといった点を共有してもらいたいとの要望であった。

その他、特に最高裁判所及び最高検察庁からは、それぞれの機関が実施している裁判官や検察官の研修にオンラインという形で日本の法律家から講義をしてもらえないかといった要請があった。



3 今後の協力に向けて

裁判手続きのオンライン化・行政手続きのオンライン化といった分野は、多くの場合、個人情報保護の観点からそのデータの取扱いが問題となることが多い。また、裁判手続きのオンライン化、特に刑事裁判の場合には、例えば、キルギス国内においても、被告人がオンラインで法廷に参加する場合の弁護人の関与のあり方（弁護人と被告人は物理的に同じ空間にいるべきなのか、弁護人が例えば弁護士事務所からオンラインで法廷に参加すれば足りるのか）に関する問題や設備不良への対応（例えば被害者、証人、被告人の法廷での発言をマイクが十分に拾わないために弁護人が適切な弁護活動を実施することができない場合にどう対処すべきか）について問題が指摘されている状況にあり、法務省、最高裁、最高検、弁護士会が必ずしも同じ方向を向いていない状況も認められた。

他方で、行政手続きの簡素化といった点は、I C Dが現在協力しているインドネシアにおける法令の不整合の解消に係るプロジェクトと共通する点が多い。すなわち、キルギスでは、各省庁の許認可に関する法令が乱立しており、どのような許認可申請をどの省庁に提出すればよいかすら判然とせず、また、提出したもののこれが複数の省庁に回された結果、何らの結論もでないまま提出者に返されるといった問題があるため、このような許認可に関する法令を整理し、矛盾や重複のないようにしていくことで国民によりわかりやすい行政手続にしていきたいという意向があるとのことである。これは、まさに法令間の不整合の解消というインドネシアにおいて現在進めているプロジェクトと共通の課題であり、I C Dの知見をいかすことができるのではないかと思われた。

また、調停に関しては、キルギスは先般シンガポール条約に加盟し、国際調停に関する法整備を進めていく必要があるところ、我が国においても同条約加盟後に同条約を適切に実行するための実施法を整備したという経緯があるため、これら一連の法整備に関する知見を提供することも可能であるように思われた。

人材育成はI C Dが長年東南アジアで行ってきた支援の1つであるし、マネーロンダリング等の捜査に関する関心事項に対しては、I C D教官において我が国の捜査・公判に関する知見を提供することが可能である。

いずれにしても、今後、出張によって協議した先方の関心事項を踏まえて、I C Dとしてどのような支援方法があるのか、また、具体的にどのようなテーマで支援を実施していくべきかといった点につき、引き続きキルギス法務省と検討を重ね、両国にとって有益な支援となるように進めていきたい。